

入札のお知らせ

次のとおり入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和 7 年 8 月 28 日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に付する事項

(1) 番号および件名	環境修繕第07008号 旧焼却施設非常用動力分電盤修繕
(2) 設計図書等	別紙のとおり
(3) 履行場所	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内
(4) 履行期間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 27 日まで
(5) 入札参加要件	① 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有している者であること。 ② 作業員に第一種電気工事士の資格を有している者がいること。 ③ 建設業許可（電気工事業）を有している者であること。 ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 ⑤ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でない者であること。 ⑥ 市税の滞納がないこと。 ⑦ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しない者であることならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

(6) 入札参加申込み	
受 付 期 間	令和7年8月28日（木）から令和7年9月4日（木）まで （ただし、土曜日および日曜日を除く。）
受 付 時 間	午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで
受 付 場 所	秋田市役所本庁舎 3階 環境総務課
(7) 指名通知等	令和7年9月8日（月）（予定）
(8) 入 札	
日 時	令和7年9月16日（火）午前10時
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎 3階 会議室3-A（予定）
入札保証金	秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号。以下「規則」という。）第109条により入札保証金が必要となります。 金額や納付方法については、規則および別紙「入札保証金の取扱いに係る説明書」を参照してください。 （入札保証金の免除を希望する場合は、入札保証金免除申請書を入札参加申込書と一緒に提出してください。）
(9) 契約日	令和7年9月22日（月）（予定）

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けてください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

(イ) 入札保証金免除申請書（入札保証金関係様式1）

入札保証金の取扱いに係る説明書の1(2)に該当し、免除を希望する場合のみ、次の必要書類を添えて提出してください。

a 1(2)アに該当する場合

当該入札保証保険契約に係る保険証券の写し

b 1(2)イに該当する場合

入札保証金免除申請書に記載した契約件名の契約書の写しおよび仕様書の写し(仕様書がない場合は業務の概要がわかるものの写し)

(ウ) 納税証明書(写し可)

a 秋田市に納めた法人市民税

b 秋田市に納めた固定資産税

※法人市民税は、直近の営業年度のもの

※固定資産税は、直近のもの

※納税証明書に代えて、各納付書の写しでも可

※固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出

(エ) 電気工事士の資格を有することが分かる書類(1名分以上の「第一種電気工事士免状」の写し)

(オ) (エ)の資格を有する者との雇用関係を証するものの写し

(カ) 建設業の許可(電気工事業)を受けていることが分かる書類の写し

※有効な許可であることが分かるものを提出してください。

イ アの(ア)および(イ)の様式は、秋田市ホームページ「その他入札・契約」の当該入札情報に掲載している最新の様式を使用してください。

ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

(2) 指名について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者にFAXで指名通知をします。入札保証金の有無(免除申請の結果)についても、指名通知に記載します。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合は、FAXで選定結果を通知します。

(3) 入札について

ア 応札の際は、秋田市財務規則および入札心得を遵守してください。また、個人情報取扱特記事項の内容を確認し、了承のうえ、入札に参加してください。

※ 入札書および委任状等は、秋田市ホームページ「その他入札・契約」の当該入札情報に掲載している最新の様式を使用してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは

その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とします。

エ 代表者の方が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出してください。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出および入札に関する問合せ先

秋田市環境部環境総務課 総務担当 電話 018-888-5702

(4) 仕様書の内容等に関する問合せ先

秋田市環境部総合環境センター 施設担当 電話 018-839-4816